

佐喜眞興英はメイン (Henry S. Maine) をどう読んだのか

—『女人政治考』へ寄せた中川善之助の書評を手がかりに—

How did SAKIMA Koei read

H.S.Maine's *Ancient Law* ?

稲 福 日出夫

I

「最近私の読んだ日本書の中で、この佐喜眞興英氏の遺著『女人政治考』程私を強く引き著け、深い感銘を與へたものはない。実際の所、私は最初多大の疑懼を抱きながら読みだした。何しろ、総て人類は、その第一文化階段として女治時代を有ったといふことは明瞭に至難の題目である。さうした学説は今日殆ど跡を絶ったに近いものである。いはんや著者は三十歳を越えたばかりの、しかも判官といふ本業を別に有った人である。何うしてこの大業がよく達成し得ようか——と私は考へざるを得なかった。

併し読み終った私は驚いた。私の疑念は根本から裏切られた。著者は東西古今の人種学的材料を縦横に駆使して（勿論孫引の所も少くない様ではあるが）、更に加ふるに古琉球及び古代日本の史実を以てし、兎に角一通りは立派に如上の命題を論証しているのである。私は実際幾度かおのれの努力未だ足らざるを鞭撻さるゝの感に打たれた。

私は細心に三度読んだ。勿論それだけ細かく目を通せば、どんなものでもアラは出る。そして中には、到底和解すべからざる底の異見も私の胸底にわいて来た。が併し私は、なほ本書を嘆美するの気持を失はない。私は今でも柳田氏の序文における讃辞をそのまゝ人の前に繰返すものである」。

これは中川善之助が1926（大正15）年10月11日の「東京日日新聞」紙上に発表した書評の冒頭部分である。当時、東北帝大助教授であった中川は、

『『女人政治考』を読む——その紹介と短評』という表題で、佐喜眞興英のこの遺著に対する書評を3回にわたって新聞紙上に連載した¹⁾。

岡書院から出版された佐喜眞興英の著書『女人政治考 一人類原始規範の研究一』は、その奥付けをみると、1926 (大正15) 年6月20日発行、となっている。実は、佐喜眞自身は、その前年の1925 (大正14) 年6月13日に亡くなっている。彼の『女人政治考』は、未だ推敲中の原稿が、妻松代の手によって取り纏められ、柳田國男や友人らの尽力によって、佐喜眞の一周忌に間に合わせて出版されたのであった。中川は、刊行されて間もない佐喜眞のこの遺著を「細心に三度読んだ」後、「感心し、賛成したい」点や、また「徹底的に異なる見解」をもっている点について、丁寧に佐喜眞の文章を引用しながら言及するのである。

さらに中川は、この新聞書評を執筆した翌年、1927 (昭和2) 年3月31日、社会学の学会誌に「母権論に関する新刊二つ」と題して、パウル・クリッシェの『母権社会の謎』(Paul Krische : Das Rätsel der Mutterrechtsgesellschaft) とバッハオーフェンの抜粋復刻書『母権論と原宗教』(J. J. Bachofen : Mutterrecht und Urreligion) の二冊を紹介するにあたって、次のように書き起こしている。

「『近頃珍しいテーマを取扱った本』として佐喜眞氏の『女人政治考』が、我国読書子の興味を引いたのも、つい此間であったが、更らに最近ドイツから来た新刊書通知には、題材を同じくする二つの本のあるのに誰しも幾分驚異を感じたことだらうと思ふ。『母権論の研究が此頃流行って居るのかネ』と私の友人は尋ねた²⁾。

中川はこう記し、この二冊の内容に言及するに先立って、彼は、佐喜眞の『女人政治考』が刊行されたことを読者に紹介している。

1) 1926 (大正15) 年10月11日、18日、25日「東京日日新聞」。

2) 中川善之助「母権論に関する新刊二つ」(日本社会学会編『社会学雑誌』37号、1927年) 82頁。

II

中川善之助は、佐喜眞の『女人政治考』の書評を発表する前、同年9月12日に、みずから翻訳したフュステル・ド・クーランジュ (Fustel de Coulanges, 1830-1889) の『古代都市』(La Cité Antique) の訳者序文を書いていた(但し、中川の翻訳書は、原著の全訳ではなく、全5篇からなる原著のうちの前2編、つまり「古代の信仰」「家族」までである。出版されたのは翌年の昭和2年)³⁾。そこには、1859年に出版されたダーウィンの『種の起源』が当時の自然科学、文化科学に及ぼした影響を述べたあと、こう記されている。

「所謂『進化論』の創唱に遅るゝこと二年、吾人は二つの、而かもその内容上の帰着点が正しく反対なる人類史上の画期的名著の出現を見たのであった。一つは英国のメインが著した『古代法』であり、他の一つはバーゼルの人バツホーフェンの大著『母権論』であった。メインは『首長の父権的権力は古代の家族観念上不可欠の要素である』と言った。バツホーフェンは『従来 of 古代史学が母権制に付いて一言も試みて居ない』ことを述べた後に『男女乱媾の時代に次いで母権時代が来る——恰かも母権時代に次いで父権時代が来る様に』と云って原始家族制の母権制なりしことを創唱した。而してその二書が出現したのは共に紀元1861年のことであった」⁴⁾。

中川はこう述べたあと、1864年に出版されたクーランジュのこの書が、メインとともに、原始社会の父権的構成を主張したことに触れる。

「茲で年代の上から云ふと父権説の第二陣が張られた譯であった。勿論彼はメインの教示を受けた譯ではない。が併し兎に角にも1861年にメイン

3) 後年、1944(昭和19)年に田辺貞之助によって原著の全訳が出版された際、中川はそれに「薦辞」(日付は、昭和18年10月23日)を書いている。「フュステル・ド・クーランジュの『古代都市』は私の耽読した数多くもない本の中の一つである。1924年の2月、ロンドンからパリへ移った私は、暫くの間どこへも出ないで明けても暮れてもこの『古代都市』を文字通り耽読した」。田辺貞之助訳『古代都市』(白水社、1961年)5頁。

4) クーランジュ原著、中川善之助訳『古代家族』(弘文堂書房、1927年)1-2頁。

の父権論とバツホーフエンの母権論とが対立した後を受けて、彼は1864年に父権説を再提したのであった。誰か此の時に立って再び母権論の為に戦った者はなかったか。否、あった。それは母権論ではないが、バツホーフエンの所謂母権概念中には当然含まれて居た所の母系概念だけを抽出して、之に人類原始規範たるのプリオリティを与へた、英人マクレナンの著述『原始婚姻論』である。而してそれが最初に発表せられたのは『古代市府』の刊行せられた翌年、即ち1865年であった。ダーウィニズムの洗礼を受けた近世的保族学は斯くして先づ四個の劃時代的文献を殆んど同時に提出したのであった。而してその四者相互の間には何れも他の者から影響を受け又は他に示唆を与へたと云ふ如き関係はなかったと言はれて居る。それは恰度棋戦の初めに先づ四隅へ打たれた黑白二子宛の布石の様なものであった。此の四目の石から親族制度研究の近代的場面は初って居る。何の布石が後になって他の石に何う利いて来たかは学者の最も注意すべき所ではなくてはならない⁵⁾。

なお、中川のこの序文「訳文の前に一」には、我々にとって興味深い記述もある。

彼は、そのなかで、「私が初めてフュステルの『古代市府』と云ふ名を知ったのは恩師穂積先生の講義の時であった様に覚えて居る。其時先生はその梗概を紹介せられた後、『此本はフランス語としても名文だと云ふので私はフランス語の稽古の為に読ませられたものでした』と云はれた様に記憶して居る」⁶⁾と述懐している。

ここで恩師穂積先生というのは、おそらく穂積重遠のことである。穂積重遠は、あるいは父陳重からクーランジュのこの書を原書で読むことを勧められたのであろうか。⁷⁾

5) 同書、24頁。

6) 同書、11頁。

7) 穂積重遠は大学に入学して法律学に親しんだ頃を振り返って、こう述べている。「むずかしくて充分にはわからなかったながらも、英書ではメーンの『エーンシェント・ロー』、ドイツ書ではゾームの『インスティトゥティオーネン』が印象が深かった。フランス書は頗る怪しいものだったが、フステル・ド・クーランジュの『ラ・シテ・アンティーク』を英訳対照で読んだのが手始めで」であった。穂積重遠「法律を学んだころ」(『法律時報』22巻4号)72頁。

中川と佐喜眞興英は、ともに1921 (大正10) 年4月に東京帝国大学法学部を卒業した。あるいは佐喜眞もまた、穂積重遠のそのときの講義を聴いていた可能性はある。但し、中川は、佐喜眞と「生前一面識もなかった」⁸⁾と記している。

佐喜眞興英は1916 (大正5) 年9月入学であるが、中川は1918 (大正7) 年9月入学である。佐喜眞は、大学在学中「肋膜炎再発の為、1年休学して帰省」⁹⁾している。が、彼の入学する2年前、大正3年7月2日には「東京帝国大学法科大学学科課程等改正」が行われ、その第2条には「法科大学ニ於ケル修学期ハ三年トス」とある。その附則第5条は「本規程ハ大正三年七月以後第一年級ニ入学シタル者…ニ之ヲ適用ス」となっている¹⁰⁾。つまり、佐喜眞の入学した頃には既に「三年卒業」となっていた。彼は、在学中に「女人政治考」の第一稿を仕上げている¹¹⁾、そうした自らの研究に没頭するなか、病氣療養のための少なくとも1年間の帰省も含め、通常より2年遅れで卒業したのであった¹²⁾。

III

バッハオーフェン (J. J. Bachofen, 1815-1887) の『母権論』 (Das Mutterrecht) と並んで「人類学史上の画期的名著」といわれる『古代法』 (Ancient Law) を著わしたメインの略歴をここで記しておく。¹³⁾

8) 1926 (大正15) 年10月25日「東京日日新聞」。

9) 佐喜眞道夫編「佐喜眞興英 年譜」『女人政治考・霊の島々 <佐喜眞興英全集>』 (新泉社、1982年) 所収、531頁。

10) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 資料二』 (東大出版会、1985年) 397-402頁参照。

11) 佐喜眞道夫編「佐喜眞興英 年譜」前掲書、同頁。また、瀧川政次郎「女人政治考を読む」 (『民族』1巻6号、大正15年) 108頁参照。

12) 佐喜眞の学生時代の様子については、拙稿「大正期の或る青年法曹の足跡——佐喜眞興英と穂積陳重の接点——」 (『同志社法学』52巻6号、2001年) 参照。

13) E. Adamson Hoebel, "Maine, Henry Sumner." in: International Encyclopedia of the Social Sciences, 1968. Vol. 9. pp. 530-533. William A. Robson, Sir Henry Maine To-Day, in: Modern Theories of Law, London, 1933. pp. 160-179. なお、メインの人と業績を知り得る邦語文献では、次注で引用する内田力蔵の一連の論文が詳しいと思われる。

サー・ヘンリー・ジェームズ・サムナー・メイン (Sir Henry James Sumner Maine, 1822-1888) は、1822年8月15日、イギリスのレントン近くで (near Leighton) 生まれた。両親は、メインが生まれて間もなく別居したようで、彼は、もっぱら母親の手ひとつで幼少の頃を過ごすことになる。1829年、クライスト・ホスピタル (Christ's Hospital) に入学、さらに1840年にケンブリッジのペンブローク・カレッジ (Pembroke College) へ進学した。「クライスト・ホスピタルからケンブリッジ大学に送られた頃のメインは、真に、門地も名もなき一介の貧書生であった。その貧書生はその才能と努力とに依って一躍してケンブリッジ大学の寵児となり、名声頓に高まったのである」と語られている¹⁴⁾。元来虚弱な体質だったようだが、とくに古典の分野で周囲の注目を集めた。23歳でトリニティー・ホール (Trinity Hall) のチューター (Tutor) となり、次いで、1847年には25歳で、ケンブリッジ大学ローマ法欽定講座教授 (Regius Professor) となり、1854年までその職にあった。メインがその年齢で、このポストに就いたことを、穂積陳重は「蓋し英国大学史中の珍事なり」と評した¹⁵⁾。同年に彼は、従妹のジェーン・メイン (Jane Maine) と結婚する。1850年に弁護士資格を取得し実務の面でも、また論客として新聞紙上でも活躍したが、さらに1852年には、法曹学院 (Inns of Court) のなかの中央法院 (Middle Temple) における最初のローマ法および法律学 (Roman Law and Jurisprudence) の講師 (Reader) を兼任することになる¹⁶⁾。その講義は、聴講生のあいだで注目されるほど画期的なものであった、という。「一挙

14) 内田力蔵「サー・ヘンリー・メイン (二) ——イギリス歴史法学の伝統と特色——」(『法律時報』15巻11号、1943年) 23頁。『内田力蔵著作集 第3巻 法思想』(信山社、2006年) 70頁。『法律時報』15巻10, 11号, 15巻1, 3, 6, 7, 9, 11号にわたって連載された内田のメイン論は、同書に収録されている。以後、同書を『法思想』と略記し、そこから引用する。

15) 穂積陳重「サー・ヘンリー・メイン氏の小伝」(『法学協会雑誌』50号、1888年) 145頁。『穂積陳重遺文集 第二冊』(岩波書店、1932年) 19頁。

16) ちなみに、穂積陳重は1876年にロンドン大学キングス・カレッジに留学した際、彼が選択した法曹学院もまた、この中央法院であった。但し、穂積がメインの講義を聴講する機会はおそらく無かった。穂積重行『明治一法学者の出発——穂積陳重をめぐる——』(岩波書店、1988年) 328頁参照。

にして学界の声望を集め、忽ちにして古典に列するに至った」とも伝えられている彼の『古代法』(1861年)は、そこでの講義の成果であった。

『古代法』出版の翌年、1862年に彼は、これまで健康上の理由によって本意ならずも辞退していたインド総督府の「法律顧問」(Law Member)の職に就き、インドに赴任した。その地で彼は、1869年に帰国するまでの8年近くのあいだ、インド社会の法制度や慣習について研究し、またインドにおける立法事業に尽力した。彼はカルカッタ大学副学長にも就任し、当地で学生達に何度か講演を行っている¹⁷⁾。

インドでの勤務を終えイギリスに帰ったメインは、1871年、オックスフォード大学に新設されたコーパス法理学講座 (the Corpus Chair of Jurisprudence) の最初の担当教授に就いた。この講座は、いわば彼のために創設されたもので、「諸国の法史や比較法、また法原理一般」を取り扱う講座であった。彼がケンブリッジに去ると、この講座は、ポロック (Sir Frederick Pollock, 1845-1937) やヴィノグラドフ (Paul Vinogradoff, 1854-1925) に継承されることになる¹⁸⁾。以後、彼は、『東洋と西洋における村落

17) 内田は、こう指摘している。「印度に於ける東方社会の实地の体験は、メインの爾後の学問の展開の上に深い影響を及ぼし、その創始した法——特に古代法——の比較的研究の方法を益々完全なものたらしめたことが判る。1871年の『村落共同体論』及び1883年の『古代法律慣習論』等はその結果である」。内田、前掲『法思想』、74頁。

18) メインのイギリス法律学史に占める位置、歴史法学の流れについては、上野雅和「歴史法学 メイン、ポロック、メートランド、ヴィノグラドフ」川島武宜編『法社会学講座 1 法社会学の形成』所収、58-78頁参照。穂積陳重は、先に紹介した「小伝」でこう述べている。「1861年は、『メイン』氏が英国に於て沿革法理学の旗揚げをなしたる年紀なり。氏は、同年の春、有名なる『古代法』(Ancient Law)を著はして、従来之法理学研究法に一大変動を生ずるの端緒を啓けり。是より先き英国に於ては、『オースチン』派の分析法理学独り勢力を専らにせしが、『メイン』氏の歴史学派起るに及びて、英国の法理学稍々完きを得るに至れり。『オースチン』氏の分析法理学は解剖学の如く、『メイン』氏の沿革法理学は生理学に似たり。解剖、整理相伴うて始めて人体の理を究むるを得べく、分析法理学、沿革法理学互に相扶けて始めて法理を明かならしむを得べし。『メイン』氏の功亦大ならずや。『メイン』氏の古代法は、法律原始の観念より現今に至る迄の興廢消長の理を説き、巧みに羅馬、日耳曼、英、仏等の法律を引証して、身分法、契約法、私犯法、刑法等の起原發達を説けり。蓋し氏が赫々たる声名を博したるは、実に此大著述ありしに由る。『ミル』氏は曾て此書を称賛して、『古代法』は発刊の後数年を経ずして既に古典と成れりと云へり」。穂積、前掲『穂積陳重遺文集 第二冊』、19-20頁。なお、末延三次はメインの仕事をこう概括している。「メインは体

共同体論』(Village Communities in the East and West, 1871)、『初期制度史講義』(Lectures on the Early History of Institutions, 1875)、『古代法律慣習論』(Dissertation on Early Law and Custom, 1883)等、次々と公刊していくが、それらは「すべてここ(コーパス法理学講座)での講義をまとめたものである」といわれている¹⁹⁾。1877年、彼は、母校ケンブリッジのトリニティー・ホールの学長となり、1885年には『大衆政府論』(Popular Government, 1885)を出版する。1887年、ケンブリッジのヒューエル国際法講座(Whewell Chair of International Law)を担当する。が、翌1888年2月、保養先のカンヌにおいて、67歳で生涯を終えた。彼の『国際法』(International Law, 1888)は、彼の没後に生前の講義を編集して公刊されたものである²⁰⁾。

系の創造者に非ずして方法の開拓者であった。法規そのものよりもその起源に興味を感じずる思想家であった。彼の生涯の目的はアリアン民族、殊に羅馬、英国、愛蘭、スラヴ、ヒンツーの古代法制の比較研究を行ひ、以て文明の起源を探求するにあつた。彼は歴史的方法と共に比較的方法を採用した。言語学・神話学に於て偉大なる成果を取めた方法を法律に適用せんとするのである。主として印度及び羅馬法の知識が利用された。末延三次「メーン」末弘・田中編『法律学辞典 第4巻』(岩波書店、1936年)所収、2623-2625頁参照。

19) 石村善助「メーン」伊藤正己編『法学者 人と作品』(日本評論社、1985年)所収、166頁。

20) なお、ヒットラー政権によって公職から追放されていたラートブルフが、オックスフォード大学の招きで当地に過ごしていた頃(1935年)、彼は、メインのイギリス法学史に占める位置、大陸とイギリス法哲学との比較を論じている。ラートブルフは「ベンタムの流れをくんで、分析法学(analytical jurisprudence)を建設したのは、オースティンであった。分析法学というのは、のちに大陸において『一般法学』(Allgemeine Rechtslehre)とよばれるようになった法学部門と同じものである。大陸の学者が、多種多様な歴史的・哲学的体系の中を永いことあちこち廻り道してようやく到達したものを、オースティンは、それより50年も前に、いっぺんで作り出してしまったのである」と述べる。そして、大陸(ドイツ)ではサヴィニーに始まる歴史法学が、遂には法学部門から「一切の評価を排除する」一般法学へと帰着したのに対し、イギリスでは逆の展開をみせた、というのである。「ドイツにおいては、歴史法学派が、さまざまの間奏曲を経て、ついに石化して『一般法学』となったのであったが、一方イギリスでは、分析法学の硬直性は、サー・ヘンリー・メインにはじまる歴史への方向転換によって、救われた。もっとも、[大陸において]やはり不毛化した実証主義を救ったイエーリングとメインとをくらべようというなら、話は少しちがってくるが、しかし、イエーリングは法史における自覚的な目的を強調した点で、歴史観においてどちらかといえば非合理主義的であったメインよりはむしろベンタムに似ていたのである。イエーリングとメインとのあいだには相互的影響は見られないが、この両者はともに同じ時代思想の、すなわち、ちようどそのころ、自然科学から発して、他の学問分野に侵略してきたところの進化の思想の、

彼の性格については、「メーンは、要するに、智性の人であるに臨んで、周到なる注意を怠らなかつた。又その日常生活に至っては辺服は飾らず質樸を愛したのではあるが、民衆の中に伍する熱情家ではなく、むしろ貴族主義的傾向を帯びたものと評し得るであろう」と語られている²¹⁾。

IV

大略以上のような、ある意味で実に淡々としたメインの生涯であった。

ところで、佐喜眞興英が生涯私淑していた恩師は、穂積陳重である。その穂積の仕事を振り返って、内田力蔵はこう評する。

「メーンに依って開かれた方法即ち『歴史的且つ比較的方法』

影響下にあった。この思想から当然出てくる一掃結として、経験科学以外の科学（特に評価的な科学）は一切否定されることになるが、まさにそのゆえに、この思想は価値判断を隠密裏に経験科学の中にしのびこませる結果をもたらす。進化とはより進んだ完成への変化を意味する。進化を語る者は、すべて、事実の陳述のみを行っていると称しながら価値判断を下していることになる。メインがみずから言明しうると考えていた発展の大局的・典型的な諸傾向は…かれにとっては没価値的な変化ではなく、ほかならぬ『発展』という思想のゆえに、より高い諸価値への進歩であった。オースティンががれの分析法理学から追放したところの評価が、こうして、非公認のままではあるが、サー・ヘンリー・メインの歴史的・比較的法学の中にふたたび入ってくるのである」。Cf., Gustav Radbruch, *Anglo-American Jurisprudence through Continental Eyes*, in: *The Law Quarterly Review*, Vol. LII, pp. 530-545. 碧海純一訳「大陸学者の見た英米の法理学」『ラートブルフ著作集 第6巻 イギリス法の精神』（東大出版会、1967年）所収、171頁以下参照。

- 21) 内田、前掲『法思想』、78頁。それに関連して、眼前にある社会を改革しようという熱意、あるがままの人間性の分析のほうが、過去の歴史の探求よりも無限に重要である、と説くダイシーの指摘も、我々の現状を考えるさい、忘れてはならない立脚点のように思われる。「法律または制度の起源に対する興味は、法律研究の目的を変化させる。ベンサムにとっては、その目的は、人類を利益すべき有益な立法の促進であった。メインとその門下にとって、法律の研究は、立法の改革よりも、むしろ人間の思想の多種多様の発展の一つとしての法制史の知識を、その目的として、持っていた。ベンサム主義者にとっては、人間の幸福の促進が、探求に熱心な人々にとっては、歴史的科学的拡張が、思索と研究との真の目的だったのだ。探求が改革よりも重要となるに従い、立法が人間の追求するもっとも高尚なものだという信念は、目立たなくなり、減少する。この変化によって科学は勝利をうるかもしれないが、人類の幸福を進めようとする熱意は冷却する」。A. V. Dicey, *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century*, 1905, Macmillan, 1962. p. 459. 清水金二郎訳『法律と世論』（法律文化社、1972年）411頁参照。

(historical and comparative method) に従って法律の研究を進める努力即ち、法律進化論的研究は、殆ど専ら穂積陳重博士に依って為されたと言うことが出来る」²²⁾。

あるいはまた、青山道夫はこう述べている。

「我国に於てメインの影響を受けた著述として、先ず、故穂積陳重博士の諸著、就中『法律進化論』(3冊)『慣習と法律』等を想ふべきであらう。博士は既に明治21年に『サー・ヘンリー・メーン氏の小伝』(故穂積陳重遺文集、第2冊)をものされて居り、其の後もメインに対する深き傾倒者であられたやうである」²³⁾。

1888年、メインの訃報は、すぐさま日本の法学界にも伝えられた。同年の『法学協会雑誌』には、次のような「雑録」記事が掲載されている。

「サー、ヘンリー、メーン氏ノ死去 英国ケムブリッジ大学『トリニチーホール』校校長兼教授サー、ヘンリー、メーン氏ハ去ル二月三日卒中症ノ病ニ罹リ仏国ケンヌニ卒シタリ氏ハ沿革法理学ノ泰斗トシテ世界ニ其名高ク著書古代法律古代邑制古代制度等ハ何レモ皆ナ世ニ用ヒラレ法理学上ニ進歩ヲ与ヘタルコト蓋シ尠少ニアラスシテ現ニ欧州近時法律大家ノ著書中一トシテメーン氏ノ著ヲ参照セサルモノナク又我カ国ニテモ苟モ法律ノ学問ニ従事シタルモノハ一人トシテ同氏ノ余沢ヲ受ケサルモノハナカルヘキナリ今ニシテ氏ノ溘焉簣易セラレタルヲ聞テ悲嘆ニ堪ヘス就テハ本協会ニ於テハ法科大学教授穂積陳重氏ニ依頼シ当時其詳伝ヲ取調ヘ中ナレハ次号ノ雑誌ニ於テ同氏ノ肖像ト共ニ之ヲ掲載シ以テ読者ヲシテ同氏カ法律社会ニ与ヘタル効績ノ著大ナルコトヲ知ラシメント欲ス」²⁴⁾。

そして、この予告通りに、『法学協会雑誌』の次号50号では、メインの肖像とともに、穂積陳重による追悼文「サー、ヘンリー、メーン氏の小伝」が掲載された。

22) 内田力蔵、前掲『法思想』、63頁。

23) 青山道夫「サー・ヘンリー・メーンの現代に於ける意義」(『法学志林』36巻8号、1934年) 74頁。

24) 『法学協会雑誌』49号、1888年、82-83頁。

「近世沿革法理学の泰斗『サー・ヘンリー・メーン』氏逝けり。法律世界の人士誰か此訃音に接して轉た悵然たらざる者あらんや。『メーン』氏の著書は夙に本邦に伝来し、法理学を修むるの学士学生は、概ね皆之を講読せざる者なし。故に本邦の学士学生が『メーン』氏に対して抱く所の感情は、恰も海濤万里未だ相見ざるの師弟の如し。方今我邦法学の氣運漸く熾んにして法学校数箇、法学生数千、氏の書を読んで之を喜び、氏の死を聞て之を悲しむ者、果して幾千人ぞ。思はざりき、余が曾て英国より携へ歸りし肖像は既に遺像となり、同学諸士と共に其風采を仰ぐの此の如く早からんとは。思はざりき、余は氏の為めに追悼の筆を執るの悲しき義務を負はせらるゝの人たらんとは」²⁵⁾。

1876 (明治9) 年にイギリスへ留学し、1880 (明治13) 年にはベルリン大学に渡って翌年帰国した穂積陳重の法学方法論は、彼の地で学んだメインの方法論を基にして、さらにはそれをも乗り越えようとして築かれたものであった²⁶⁾。穂積に関し、何かまとまったものを書こうとするなら、必ずやメインにも当たらなければならないであろう。穂積の方法論に及ぼしたメインの影響について一例を挙げるならば、「法律学は現時既に一大革命の時期に達したり」と書き出される「法律学の革命」(明治22年)のなかで穂積は述べている。「然らば法学の革命を促すものは何ぞや。曰く物理的諸学科、生物学、人類学、社会学等の進歩是れなり。(略)『将来の法律学は進化主義の法律学なり、自然法主義の法律学は最早臨終に程近く、第19世紀の過去帳に其諡號を留むべきものなり』とは、是れ吾人が法学世界に向って誦讀せんとする未来記なり。(略)然らば吾人法律家は、法律の原理を究むるに當り、自然法の空想に基かず、正理主義の独断教に依らず、古今東西の法律の事実を蒐集彙類し、其事實に貫通すべき普通現象を見出すを以て其本務と為さざるべからざるなり」²⁷⁾。

こうした使命感をもって、穂積は、彼の『法律進化論』を構想したので

25) 『法学協会雑誌』50号、1888年、143-144頁。前掲『穂積陳重遺文集 第二冊』、18頁。

26) 拙稿、前掲「大正期の或る青年法曹の足跡」、276頁以下参照。

27) 穂積陳重「法律学の革命」前掲『穂積陳重遺文集 第二冊』、83-89頁参照。

あった。が、それはある意味では仕方のないことではあるが、彼ひとりの時間をもってしては未完に終わらざるをえない仕事であった。当時の法学界を振り返って、「メインの法普遍史的方法をみずから摂取し、自家薬籠中のものと化した当時のわが国の学者としては、ひとり穂積陳重の名を挙げうるにとどまる」²⁸⁾とも評されている。

穂積が如何にメインを耽読していたかは、先に紹介した「メーン氏の小伝」においても窺い知ることができる。「余、氏の著書を閲すること数十、夜半人定まるの後ち、孤燈の下、浄机の上、心静に巻を繙き、読む事未だ数行ならずして、忽ち我を忘れて之を朗読するに至る」²⁹⁾。ちなみに、穂積の所蔵していたメインの『古代法』は、「とじ糸が壊れてしまうほどに」読み込まれていた、とも伝えられている³⁰⁾。

V

「語の意味の不明錯誤から生ずる思想内容の誤解程馬鹿らしいものはない。私は幾分たりとも此の種の誤解を防ぐために、本書に於て盛んに使用する女治、母権、母系の語義を先ず定めなければならぬ。殊に是等の語は我が国に於ては固より、ヨーロッパに於ても學術語として未だ熟してない故、一層其の必要を感ずる」³¹⁾。

佐喜眞興英の『女人政治考』の冒頭はこのように記されている。これまで語の輪郭が明瞭にされることなく多義的に用いられていたそれらの用語を、一語一語きちんと彫り上げていこう、というのである。自説を展開するにあたって、彼があらかじめその作業に向かったことは、当時、わが国

28) 碧海純一「経験主義の法思想」野田・碧海編『近代日本法思想史』(有斐閣、1979年)所収、392頁。なお、石部雅亮「穂積陳重と比較法学」滝沢正編『比較法学の課題と展望 大木雅夫先生古稀記念』(信山社、2002年)所収、107頁以下参照。

29) 前掲『穂積陳重遺文集 第二冊』、21頁。

30) たとえば、山主政幸「法社会学思想史——日本」高梨公之編『私法の法社会学』(法律文化社、1962年)所収、62頁参照。

31) 佐喜眞興英、前掲『女人政治考・霊の島々 <佐喜眞興英全集>』、15頁。

で論じられた他の諸々の文献を読んで感ずるに、やはり佐喜眞の卓見であったであろう。律儀で実直な人柄であったと思われる彼らしい姿勢である。ある意味で、いかにも法律家としての論の展開方法というべきか。彼は、1921 (大正10) 年4月に大学を卒業し、翌月裁判官に任官されて以来、福岡、東京、大阪、そして1923 (大正12) 年6月から岡山地裁津山支部判事として勤務していたが、1925 (大正14) 年6月13日、最期の任官地となった津山で在任中に亡くなった。

佐喜眞は「女治、母権、母系の語義」を確定する作業から始める。

彼は先ず、「女治」という用語法がバツハオーフェンにおいても雑然としており、それ以降は「今日あるが如き男性支配」の対概念として女治を捉えてしまい、それゆえ「近時の学者は女治を否定して是を深く論じない一種の流行をなして居る」という。彼は、これまでの女治にかんする議論にたいした意義を認めない。「否、従来の女治観念から権力観念を除くことが茲に云ふ女治の理解に必要である。私は女治を専ら *magico-religious* のものと考えて居る。女性の崇拜、軽蔑の観念をはなれた、前近代の心理的産物と思って居る」³²⁾。ちなみに、中川によれば、「女治」という観念は、バツハオーフェンによって初めて「学問上の問題」となったのであるが、その後は僅かの学者が支持するだけで「全く彗星的な学説である」という³³⁾。

佐喜眞にとって、これまで使用されてきた「母権」という語も、きわめて漠然としている。「元来此の語はバハオーフェンがローマ法の家父権 (*jus patriae potestatis, das Vaterrecht*) に対する語として作ったものである」。それゆえ、これまで用いられてきた母権という表現のなかには、母が家長である母長制 (*Matriarchie*)、母が家に権利を有する母権制

32) 同書、16頁。或る意味で、佐喜眞の思考法に多大な影響を与えたと思われるグリム兄弟 (とくに、兄ヤーコプ・グリム Jacob Grimm, 1875-1863) の方法論とバツハオーフェンとの関連について、「グリムの法古事学の基底にあった、詩的で宗教的=神秘的ですらあった始源性への熱い視線は直接の後継者をもたなかった。ただわずかに、スイスのバーゼルの法学者J. J. バハオーフェン (1815-87) にその痕跡が認められる」といわれている。西村稔『知の社会史——近代ドイツの法学と知識社会——』(木鐸社、1987年) 253頁参照。

33) 1926 (大正15) 年10月11日「東京日日新聞」。

(Mutterrecht)、系統が母方によって相続される母系制 (Mutterfolge) といった様々な意味が込められることになる。こうした多様な観念が明確に区分されないまま用いられてきた母権制 (彼のいう「古義の母権制」) は、また「母長制」とも称されていた、という。そうしたなかであって、バッハオーフェンの後をうけた人類学は「母系学説」を発展させ、「多くの学者は母権の観念をすてて母系のそれに走った」。結局、母権の意味は、ますます「不明瞭」となり、「或る者は母権ともし云へば、手に笞を持し、夫、子女等を頤使用する主婦を想像するが如き思想をも生じた」。

従来の母権概念に纏わりつく曖昧さを払拭するため、佐喜眞は、次のように整理する。「私は母権を家又は族内に於ける女性の規範、それに基く優秀を意味するものとして、此の語を使用したい。原始古代人は家父の力に待つ前に母の magico-religious の秀でた能力に基いて家又は族の共同生活を営んだ。母が子女に対して父より大なる権利を有した。是に基いて財産も女系によって相続された。(略) 固よりローマ法の家父権に付き纏う狂暴性が母権の観念中に移入される傾向のあることは事実であるが、私は此の意味を除いて母権なる語を使用したい」³⁴⁾。

「母系」という語は、なるほどバッハオーフェンのなかにもその萌芽はあったが、その観念を明確にしたのはマクレナン (J. F. McLennan, 1827-1881) である、という。そして、佐喜眞によれば、マクレナンの母系思想はモルガン (L. H. Morgan, 1818-1881) によって受け継がれ、「一躍して人類学者、社会学者等の一般に認むる平凡な観念となった」。つまり、マクレナンによって用いられた「女性のみを通じての親族血族関係」(Kinship through females only) という語義は、彼以降、西洋語で様々の用語によって表現されてはいるが、その内容は、マクレナンが規定したものと「殆ど変動しない」というのである。そこで、佐喜眞も彼に倣って母系の語を使用する、と述べる。「即ち親族関係は母の血を流れるとなす制度」を母系と捉えている³⁵⁾。

34) 佐喜眞、前掲書、17頁。

35) 同書、18頁。

佐喜眞は「女治、母権、母系」の関係について概括する。

「此の三者間には自ら一つの統一的関係を認むることが出来る。私は此の三者を統一的に理解する便宜上是を広義の女治と称したい。本書の表題の如きも此の用語例の一例に外ならぬ。而して女治及び母権は広義の女治の実質的方面をなすものであり、母系は其の形式的方面をなすものである」³⁶⁾。

以上、彼は、これらの語義を確定したうえで、「女治研究の小沿革」に移っていく。

佐喜眞が集中的に論じている人物は、バッハオーフェンとマクレナンである。彼はこの二人を「女治研究の淵源」と捉えている。

佐喜眞によれば、バッハオーフェンとマクレナンに共通する点は、第一に、「何れも母権又は女性のみによる親族関係の原因を男女雑交であるとなすことであるが、此の点は実に女治学説を根本から過らしめた処である」。第二に、「一般進化論」を彼のいう(広義の)女治に適用した点である。つまり、両者が研究の基礎にした対象としては、一方は古代諸民族の神話伝説であり(バッハオーフェン)、他方は「現代原始人」(マクレナン)という違いはある。しかし、両者は、彼等の研究対象とした個々の民族の特殊性、民族性や個性といったものに帰することなく、その研究から明らかとなった女治学説を「人類の通有性から説かうと試みた」という点である。第三に、両者とも「所謂 Patriarchal theory に対する反抗」という点が挙げられている(ここで佐喜眞はメインに言及することになるが、この第三点については次節で検討する)³⁷⁾。

先ず、第一点にかんしていえば、この点を、佐喜眞は何度も繰り返し強調する。たとえば、佐喜眞は『女人政治考』の後半部で、「母系原因学説」を詳細に紹介していくが、そのなかで、男女雑交は学者の仮説にすぎず、事実に基づくものではない。「而も極めて薄弱な根拠の上に立つ仮説」であって、そうした薄弱な仮説でもって「存在の確かな母系制を説明するこ

36) 同書、18-19頁。

37) 同書、21-22頁。

との不適當なるは自明である」と力説している³⁸⁾。

佐喜眞の雑交否定説、乱婚の否認について、中川が書評で触れている。

「私の賛成したいのは、氏が不確実な臆説たる原始雑交の風俗を以て、女治の基礎としなかったことである。

原始雑交、即ちいはゆる乱婚の説はスタルケやウエスターマークの強烈な反対説にも拘らず、今日なほ余力を保ってをり、わが国の高田保馬氏なども確その存在を肯定していたと思ふが、私はとらない。但し私は、一部の否定論者の如く、雑交がなかったと断言はしたくない。否、出来ないのであって、つまり純粹科学的の研究範囲外に置かるべき非学問的仮説に過ぎないといふのである。換言すれば、一切の学問的研究は決してさうして非科学的臆説の上に立てられてはならないと考へる。その意味において佐喜眞氏の態度を正しいと思ふ。

ただ私は、著者が雑交否認の文献として専らヴントによってをり何等スタルケ、ウエスターマークを引用するところなかりしを遺憾に思ふ³⁹⁾。

38) 同書、105頁参照。

39) 1926 (大正15) 年10月25日「東京日日新聞」。ちなみに、この新聞書評を書いた同年に、中川はまた『法学協会雑誌』に、5回にわたって「婚姻の儀式」を連載していた。そこには、「人類は極めて古い原人生活の時代から婚姻と云ふことを一つの制度として知って居たのであらうが、婚姻の制度としての安定は、当該社会の文化につれて、その鞏固の度を加へて来た」と述べ、そこに、次のような注を附していた。「所謂乱婚に付いてはウエスターマークの否認論に対してMorgan, Lubbock, McLennan 等を初め多数の承認論があることは周知の事実である。自分は今、その問題に立入らうとはしないが、簡単に私の結論だけを此處に表明しておくことは本稿のためにも無益でないだらうと思ふ。私は思ふ——婚姻関係は文化と共に時代を遡る程、希薄になって行き、極めて放逸なる性的生活が之と併存、若くは混在し、甚だ不明確なものになって了ふことは事実であるが、科学的証拠方法としての乱婚事例は到底斯ることが一般的の制度として一社会を支配したと云ふことを主張するには不十分である。況んや之を以て人類最原始の必然的文化段階なりとすることには未だ以て直ちに賛同し兼ねるものが尠なくない。要するに婚姻は過去に行く程その結合の韌帯に弛みを生じ、古代の乱雑なる性的道徳と合して、殆んど今日の人からは婚姻と呼び得ない如きものとなって了ふであらうが、それでも尚ほ学問的考証の許す限りに於ては、人は婚姻を他の一般的混濁関係と區別して居たのである。更らにその以前に遡れば、その韌帯は或は更らに弛んで遂に解けて了ふかも知れないが、それは学問の範囲では結局一つの想像上の仮説に止まる。吾人は寧ろ斯る時代は之を科学的不透明体たる古代の霧の中に放置しておくの遙かに忠実なるを感ずるものである」。中川善之助「婚姻の儀式 (一)」(『法学協会雑誌』44巻1号、大正15年) 42-44頁参照。

同時にまた、中川が、バツハオーフェンの『母権論』について、佐喜眞の読み込み方にかんし疑義を呈している点は、見落とすことのできない重要な指摘だと思われる⁴⁰⁾。

第二点にかんして。佐喜眞は、バツハオーフェン流の「母権」観念が廃れていき、マクレナン流の「母系」観念が「女治学説の本流」となってきた、という。その結果、「先ず、母権と母系を観念上区別し、次に母権を全然認めないやうになった。即ち女治の問題を一面全然其の形式的方面たる母系の問題に制限し、他面其の実質的方面たる女治、母権を等閑に附し反って18世紀以来の古い旧説を以て満足する傾きにある」⁴¹⁾ というのである。佐喜眞が論証しようとする主題は、もちろん、こうした学説の流れに反旗を翻して、彼のいう「女治」が存在したこと、しかも、それが民族的特性を帯びたものではなく「必然的に文化の第一段階」として、「前時代心理の当然の帰結」⁴²⁾ として発生したものであり、「人類に共通する内在的独立発展性」の結果であることを主張する点にある。にもかかわらず、佐喜眞が両者の研究に深く沈潜し、彼等の著作を「女治研究の淵源」と捉えている理由は、バツハオーフェン、マクレナン、その両者に論調の違いはあるものの、二人とも彼らのいう「女治・母権・母系」が地域や民族性にかかわらず一般的・普遍的にみられる発展段階に沿うものであると主張している点にある。そこを佐喜眞は高く評価するのである。

40) 中川の指摘はこうである。「難解なバツコーフェンを縦横に引証していることは、私の最も感心した点であるが、同時にまたそのある部分の読み方に付いて、私は徹底的に異なる見解を有つ。(略) 私の読む所によれば、バ氏の母権時代は、決して雑交時代ではない。否バ氏は明らかに母権はヘテリスムス(雑交)における男性の暴戾に耐えられずして立った女性の反撃による獲物であるといひ、ゆえに母権は無秩序な雑交時代と後世の父権時代との中間をつぐ介在物であるとさへいつている。尤も『秩序あるデメーテル型の母権』は墮して漸く雑交的傾向を生じ、いはゆる『バッカス型の母権』となるのであるが、その後期の母権は、最早や父権に克服せらるべき廢頽期のものであり、本来の情態ではないとせられている。これを佐喜眞氏が無差別に見て、母権は雑交的自然法の内にありとせられているとなしたのは、重大な誤解ではあるまいか」。1926(大正15)年10月25日「東京日日新聞」。なお、佐喜眞のバツハオーフェン理解にかんしては、別稿で論じる予定である。

41) 佐喜眞、前掲書、23頁。

42) 同書、165頁。

この第二点にかんして、中川は、佐喜眞が幅広く事例を使いこなしている点に感心し、「同じ様な研究に没頭している私には、その点が殊に感じられた」と述べた後、次のように記す。

「たゞ難をいへば（これは大抵のかうした人種学的著書の通弊であるが）女治事例のみがあんなに列挙されても、これに反対の事例がどの位の割合で存するものか分らないので、かうした単なる材料羅列からしては、未だ直ちに人をして、如何なる民族にも女治の時代があったと断定する命題を肯かしめるには足りないといふ感を抱かしめる。この点は、民俗学的研究に志す者の最も心すべき点といふべきであらうか。私自身としては一般的女治存在説をとることは出来ないでいるが、兎に角本書によって古琉球の女治が闡明されたことは、全く著者に負ふ所として私は感謝する」⁴³⁾。

中川が後半で触れている「古琉球の女治」、つまり佐喜眞によって分析された古琉球における女性の magico-religious（霊的な）能力に基づく統治構造にかんしては、彼のおそらく中学時代以来の長年にわたる史料収集、研究の積み上げを背景にして論述されたものであり、彼自身「古琉球及び古代日本の女治研究により得たる結論はやがて世界女治の真相を明らかにする鍵となることと思ふ」⁴⁴⁾とも述べている。その部分は、わが国の女性史研究でも、時折取り上げられている⁴⁵⁾。が、この点について瀧川政次郎が興味深い証言をしている。

43) 1926 (大正15) 年10月25日「東京日日新聞」

44) 佐喜眞、前掲書、61頁。

45) たとえば、高群逸枝は次のように記している。「日本の母系制に関して研究された過去の業績を見ようとして、私は能ふ限り探索した筈であるが、私の求めるものは殆ど得られなかったと云ってよい。ただ部分的に一二の収穫を見たに過ぎない。女人政治考、日本母系制時代の研究の中の数章がそれである」と述べて、佐喜眞興英の著書に言及している。「女人政治考は、直接母系制度を研究したものではないが、それに触れている書として記憶さるべき好著である。大正十五年の出版で、著者は佐喜眞興英、柳田國男の序文に依ると、沖縄の産で、穂積陳重に師事し、その激励により改稿五度にも及んで未だ刊行を見ず物故したと云ふ。『学界の睡を驚かす警鐘であった。此の大いなる功労者をして自ら之を完成せしめ得なかつたのは、此上も無い遺憾である。』と柳田氏はいつている。書中『古琉球及び古代日本の母系』と題する項及びその他において、古琉球における女系相続の実例、女君の事跡、日本における類似の現象等を挙げている」。高群逸枝『母系制の研究 大日本女性史第一巻 (改訂3版)』(恒星社厚生閣、1948年) 11-12頁。また、佐喜眞の紹介する沖縄の祭治組織を「複式族長制」と捉える点について、高群逸枝『日本婚姻史』(至文堂、1963年) 58-59頁参照。さらに、高橋健自・宮本勢助

瀧川によれば、彼のほかに東大の中田薫博士が佐喜眞の「女人政治考」の第一稿を読んだ、という。そして「博士は之を推奨して、其の琉球に関する史料だけを書抜いて、之を法学協会雑誌に発表せん事を勧告せられたが、佐喜眞君は地方の一土俗通信員となるは我が本意に非ずとして、断然この勧告を斥け更に本書の題目に就いて深い研究を積んだのである」⁴⁶⁾と記している。

VI

さて、前節で触れた第三点、すなわち、佐喜眞興英が、バッハオーフェンとマクレナンは共に Patriarchal theory (家父長制) を家族の原初形態として捉えることに反対した、ということの説明する過程で、彼はメインへ言及してくる。

先ず、佐喜眞は「Patriarchal theory とは意味稍 (やや) 不明であるが父長制、父権制、父系制を最原始制度となす説であると称し得る」⁴⁷⁾と定義する。

佐喜眞によれば、バッハオーフェンが「母権制」を主張するまで、その頃のヨーロッパ思潮 (ギリシア・ローマ・ヘブライ) は、「揃ひも揃って Patriarchal の材料を供した」という。そして、当時の「通説」に反対して、1861年にバッハオーフェンの『母権論』が公刊されたが、同年にはまた「ヘンリー・メーン (H. S. Maine) の有名な『古代法』 (Ancient Law) が出て、patriarchal theory を高調した」⁴⁸⁾。ここで、佐喜眞の著書に初めて、メインの名前が挙がってくる。

続いて、佐喜眞は「マクレナンも猛烈に是に反対し、メーンをコキ下し

「原史時代の風俗」『日本風俗史講座 第一巻』(雄山閣、1929年)所収、91頁以下、洞富雄『日本母権制社会の成立』(早大生協出版部、1959年)、関口裕子『日本古代家族史の研究 (上・下)』(塙書房、2004年)参照。

46) 瀧川政次郎「佐喜眞興英氏の『女人政治考』を読む」(『民族』1巻6号、大正15年)108頁。

47) 佐喜眞、前掲書、22頁。

48) 同頁。

て曰く」と記し、マクレナンを引いてくる。佐喜眞が引証した『原始婚姻論』(Primitive Marriage, 1865)の該当箇所、マクレナンはこう述べている。

「家父長制の体系よりもっと原始的な原理に基づいて、人間は集団を形作ることができるということを、つまり、人間はかつて、家父長権に由来する男系の親族関係 (agnation) よりも、もっと未発達な生の血族の紐帯 (blood-ties) によって結びついている、ということを、メインは考えることができなかつた。彼の誤解は、あまりに調査研究の対象を限定したことによって生じたものである、と思われる。その結果、メインは、人類の歴史からいって最も初期の時代からはるかに進んだ人種、たとえばヒンズー、ローマ、ユダヤ (the Hindoo, Roman, and Jewish) といった人種のもとで形成された古代法の体系を考察しただけである。もしメインが、現在なお存在している未開種族を調査研究するのであれば、彼は、きっと、次のような一節を書くことはなかつたであろう」⁴⁹⁾。

ここで、マクレナンが「次の一節」と指摘する箇所は、メインの述べるこの一節である。

「もし人々が、みずからを、自分を産んだ母親の親族の親族でもあると考えたとすれば、原始社会の組織は錯綜し困惑してしまうであろうことは明らかである。つまり、一人の人間が、ふたつの全く別個の家父長権 (Patriae Potestates) に服属することになるのかどうかと、思い悩むことになるであろう。しかし、別個の家父長権があるということは、それに対応する別個の支配権・管轄区域がある、ということの意味する。それゆえ、もし別個の家父長権に同時に服属しなければならないとするならば、その人は、ふたつの全く異なる支配管理体制のもとで暮らさなければならなくなるだろう。原始社会において家族は、帝国内の帝国 (imperium in imperio)、すなわち或る親を根源とする固有の制度によって統治されたところの国家社会内の部分社会 (community within the commonwealth) で

49) John F. McLennan, *Primitive Marriage* (1865. Reprinted 1970. Chicago & London) p. 48.

あった。原始社会の組織がそうである限り、親族関係を男系親 (Agnates) に限定することは、家族を管轄する規律が抵触し矛盾することが起きないようにするために必要な方策であった⁵⁰⁾。

先にも触れたように、佐喜眞にとって、バツハオーフェンとマクレナン
の二人が、彼が論証を試みようとする「女治 (広義) の事実」、つまり、
民族性にかかわらず人類の歴史に共通して、先ず女治があったと主張す
る「女治研究の淵源」であった。佐喜眞の『女人政治考』全体の構成のな
かで導入部の役割を果たしていると思われるこの部分では、彼は、「現時
尚絶えない patriarchal theory か matriarchal theory かの問題は女治学説
創始当時既に発生したのである」⁵¹⁾ と述べるだけで終わっている。

佐喜眞は、この女治研究の小沿革の項を、次のように概括する。

「是を要するに永年の伝統的凡俗説たる父権説に対し、バハオーフェン
が母権論を唱えて反抗の声をあげ、次いでヘンリー・メーンによって稍
(やや) 学術的内容を有しかけた patriarchal theory に対しマクレナンが勇
敢に戦を宣し、是によって我が女治学説は出世し、一転して、英国に起っ
た後者の母系論が、主として独逸其他の大陸諸国に根を下ろした前者の女
治論を撃破する処に女治学説の発展を見るのである」⁵²⁾。

つまり、マクレナン流の「女治学説」、佐喜眞のいう「(広義の) 女治の
形式的方面たる母系」学説が発展した、というのである。しかし、佐喜眞
の意図は、なるほどバツハオーフェン流の「女治学説」は「研究方法の不
正確、混雑の非難は免れない」が、しかし、それが「今日殆ど歴史的意義

50) H. S. Maine, *Ancient Law* (1861. 10ed. 1920. London) p. 155. 邦訳は、私の知る限り3種公刊されている。鳩山和夫訳『緬氏古代法』(文部省編輯局、明治18年)、平成16年に信山社から復刻版が出版された。小泉鐵訳『古代法律』(岡書院、大正15年)、安西文夫訳『古代法』(史学社、昭和23年)。「鳩山・緬氏古代法は、明治時代の文語体でものされた名訳であるが、あとの二つは法学研究の立場から不適である」という指摘がなされている。内田力蔵「メーン」(主要著作・参考文献の項) 木村亀二編『近代法思想史の人々』(日本評論社、1968年)所収、15頁。なお、中川善之助「Maine's Ancient Law の邦訳に付て」(『社会科学』2巻4号、大正15年)110頁以下参照。

51) 佐喜眞、前掲書、22頁。

52) 同書、23頁。

を有するのみに止まらうとして居る」現状に対し、その意義を強調し「マクレナン流の研究の及ばぬ多くのヒント」がそこには含まれていること、——そのことに光を当てようというのである。

彼は、第一章をこう結んでいる。

「私は本書に於て女治、母権及び母系の原始古代社会に於ける存在を主張する。従来の女治学説の発展に鑑みて此の説をなす」⁵³⁾。

こうして彼は、彼のいう（広義の）女治の「実質的方面たる女治、母権」を論じ（第二章）、形式的方面である「母系」を論じて（第三章）、最終章の第四章において、この三者を統合して捉え得る「女治（広義）」＝「女人政治」が、父権政治に先行して人類に普く存在していたこと、その根拠を実証しようというのである。

ところで、佐喜眞が次にメインに言及する箇所は、第三章の母系を論じるなかに出てくる。彼は、マクレナン以来、母系研究がかなり進展したことを歓迎するものの、しかし、その進展が、女治の問題を母系論に限定した結果生じたものにすぎないという点を批判する。加えてまた彼は、母系の発生する原因を特殊事情から説明するこれまでの手法に対し、彼の主張する「普遍的な発展段階説」の観点から批評する。彼は「母系の原因は文化の一般的条件に求むべきものであって特殊の社会事情から説明すべきものでないと信ずるのである」⁵⁴⁾と言明する。

母系を社会の特殊事情より説明する従来の母系原因学説として、佐喜眞は、男女雑交説、無智不知父説、母性確実説、招婿婚説、トーテミズム説、女性経済勃興説を取り上げる。

人類の最初期には、そもそも婚姻制度は存在せず、Promiscuity すなわち男女雑交の状態にあったという説について、彼は、「バハオーフェンの母権論マクレナンの原始婚姻論に源を発し、モルガン等によって発展せしめられ、カウツキーに到って高調された説である。多くの社会主義者が奉

53) 同書、25頁。

54) 同書、98頁。

ずるところであり、極めて広く行はれる凡俗的の説である」と述べる。先にも触れたように、佐喜眞は「男女雑交は学者の仮説である」ということを繰り返し述べ、その説を一蹴する⁵⁵⁾。

無智不知父説、つまり、「原始古代人は出産の生理に付いては無智である」がゆえに母系が発生したとする説について、佐喜眞は、そうした事実があるかどうか疑問であり、「仮令不知父が事実であるとしても是を母系の原因であるとなすことは更に大なる疑問である」⁵⁶⁾ という。この点に関して、マリノウスキーを論じるなかで青山道夫が佐喜眞に言及している。「佐喜眞氏自身は原始人が生殖に無智なことの資料を疑問としている。しかし、氏の議論はマリノウスキーの此の著述の出版以前に為されたものであることを注意する必要がある」⁵⁷⁾。

55) モルガンが登場してくるまでの家族学説史に関して、中川善之助が興味深い喩えを交えながら次のように描いている。中川は、バツハオーフェンやマクレナンの研究を「モーゼの五書から脱し切れないう婚姻・家族論に、初めて近代科学のいぶきを吹き込んだ歴史的古典」であり、その意味で、彼らの功績の大なることを承認しつつ、しかし、彼らの遺した著作は「既に学史上の文献たるに止まるものといわれなければならない」という。そして、彼らの著作とほとんど同時代に、メインの『古代法』、クーランジュの『古代都市』が公刊された。「しかしこの二つの文献は、極めて立派な研究であることに間違いはないが、いずれも文化のかなり進んだ時代における婚姻と家族を取扱っている。従って原始的な婚姻・家族に関する文献ではない。それらはアールヤ民族の社会に父権が確立し、家父長制の基盤が凝結した時代の研究である。二人は歴史の大河を遡るだけ遡った結果、大瀑布の懸る絶壁にぶつかった。ここから下流が父権社会なのである。この地点まで遡航することが、到底凡庸な船頭がよくするところでないことは明らかであった。確かにメーンや、フュステル・ドウ・クーランジュをまっぴら初めにしう大難事ではあった。しかしこの二人は、絶壁の下から瀑布を仰ぎ見ただけで船を止めてしまった。バツハオーフェンは、瀧がある以上、もっと上流があるということに気がついた。そこで流水を汲み上げて見て、種々の土や落葉の流れて来ることを知り、それらを総合して上流の景観をキャンパスに描いた。マクレナンはさらに一步を進め、崖をよじ登って上流を遠望した。しかしこの二人もそこで停ってしまった。誰か崖を越えて、さらに上流へ船をやって、水源を究める者が出て来なければならない情勢になった。そしてその試みを先ず最初に実行したのが、アメリカのルイス・モルガンである」。中川善之助「婚姻と家族の理論——その起源に関する学説史——」末川・中川・舟橋・我妻編『穂積先生追悼論文集 家族法の諸問題』(有斐閣、1952年) 所収、67頁参照。

56) 佐喜眞、前掲書、107頁。

57) 青山のこの指摘は、マリノウスキーの『原始心理における父』(The Father in Primitive Psychology, 1927) を考察する彼の論稿の、次の一節への注においてなされた。「原始社会に於て父が生理的意義に於て知られないことがマリノウスキーの極力主張する所であるが、こ

佐喜眞は、女性経済勃興説について、かなり詳細に論じている。彼によれば、この説の主唱者はシュタルケ (C. N. Starcke) である、という。彼の『原始家族』(Die primitive Familie, 1888) を引用しながら、佐喜眞は要約して述べる。人類の原始期には家父権に基づく父系制が行われていたが、しだいに男性は女性や子供と別居するようになり、そこで女性は農業を営むようになった。「女性は原始耕作により耕地の所有者となって経済上優秀の地位に立つに至った。是が母系制を発生し、又之を維持する原因である」というのが女性経済勃興説である。佐喜眞にとって、この説は、「母系を母権から説明しようとする」点では正当であるが、「然し此の論者が女性の勢力関係を単に経済関係のみから観察しやうとする点は私の嫌らず思ふ所である」という。「女性の原始耕作は女性の呪術宗教的の靈力に基づいた所有権といふも単なる経済的利用を確保するといふのが本来の意味ではなく、タブー不可侵がその本質であった」⁵⁸⁾。

これはマリノウスキー以前に於ても、論じられないわけではなかった。例えば、バツハオーフェン、マクレナン、モルガン、近くは、ハートランドが述べている。又われわれは支那の古典の中にもこのことを窺い得る。ただ、如上の学者とマリノウスキーの説との間には根本的相違が存する。即ち、前者は生理的父の不知よりして直に父が存在しなかったと為すものであり、これに反して、マリノウスキーは、屢々説ける如く、社会的意義の父を発見した。そして、この差異は人類の原始家族形態に関する両者の見解を正反対のものにみちびく一つの要因となっているのである」。青山道夫「『父』の原始観念——マリノウスキーの家族学説の一考察——」(『法学志林』36巻3号、1934年) 同『近代家族法の研究』(有斐閣、1952年) 所収、85、89-90頁。また、青山は、それ以前にも佐喜眞の著に触れている。「モルガンは母権的氏族が父権的氏族より先存したことを主張する。此の主張はイロクオイ氏族に於ける婦人の地位の観察に基くのであるが、バツハオーフェンの母権論が影響を及ぼしたことも見逃すことが出来ない」と指摘し、その箇所を、「此のことはモルガン自身も認めている。又当時於てはマクレナンも主張した。猶この点につき佐喜眞興英氏『女人政治考』(大正15年) 参照」と記して、読者に佐喜眞が母権先行説を主張していることを紹介していた。但し、この論文の内容は、モルガンの『古代社会』公刊以降の原始社会研究の著しい進歩、現代人類学の成果を踏まえて、モルガン家族史の発展段階説を再吟味するものである。青山道夫「モルガン『家族史』の再吟味」(『政治経済研究』2巻1号、1934年) 121-123頁参照。

58) ここで、新泉社版佐喜眞興英全集は「…所有権といふ単なる経済的利用…」となっており、岡書院版には在る「も」が脱落している。ここの文意は「…所有権といっても、それは…というのがその所有権といわれるものの本来の意味ではなく」ということであるから、「も」を抜かすことはできないであろう。佐喜眞、前掲書、113頁。佐喜眞興英『女人政治考』(岡書院、大正15年) 158頁参照。

現代人に特有の「力の規範の観念」でもって原始古代社会をみることの不当性を強調する佐喜眞にとって、こうした経済的な力関係からのみ観察することは「全く現代心理的観察であって原始古代心理に合するものではない」ことになる。

こうした「母系原因学説」に対応するものとして、続いて佐喜眞は「母系衰亡学説」、つまり、何故母系制が衰亡していったのか、その原因に関する諸々の学説紹介に筆を進めていくが、その冒頭の一節にメインが出てくる。

「母系衰亡して父系起ったのであるか、反対に父系の後に母系発生したのであるか、それとも又両者は偶然に生じ一般に何れが先行したとも云ひ得ないのであるか、学者の好んで論ずる処である。第一説はバハオーフェン、マクレナン以来の通説で一時学界を風靡した説、第二説はメイン、シュタルケが主張し、近頃ヴントの主張する少数説。第三説は是等の争にあきたらず、材料相互間の批判を避け、如実の具体的事実立脚するものである。私は多少疑ひを有って居るが第一説が正しいと思ふ」⁵⁹⁾。

佐喜眞は母系から父系へと移った事例（第一説）を幾つか挙げた後、「之に反して父系から母系へ移った経過を示す材料は今日のところ一つも挙げて居ない」という。つまり、第二説は、原始社会の観察の結果得られた材料上の根拠がない、というのである。

彼は、メインを批判してこう述べる。

「メインが父系先行説を唱へる所以はマクレナンが論ずる如く、彼が研究をユダヤ、インド、ローマ等の狭い範囲に限った結果に外ならぬ」⁶⁰⁾。

つまり、メインが扱った材料、その文献が、原始社会からはるかに進歩した社会にかかわるものであることに対する批判である。が、先にも触れたように、佐喜眞は『女人政治考』第1章においても、マクレナンを引用しながらその点を指摘していた。それに関連していえば、青山道夫による

59) 佐喜眞、前掲（新泉社版）書、114頁。

60) 同書、115頁。

と、メイン自身も実はこの点を認め、モルガン宛の書簡（1878年4月30日付け）で「自己の資料が主として古代の成文法によるものであること、そしてこれに対しモルガンの研究が社会集団の慣習の現実の観察によるものであることを認め」ている、と紹介されている⁶¹⁾。

第三説に関して。すべての種族において必ず母系が先行し、また、すべての母系が必ず父系に代わられるということは、「今日の学問の発達程度を以て」しては断言することができない。それゆえ、「母系父系何れが先行したりやを偶然に帰する」この第三説は、その意味では「相当理由ある訳であるが此の説に依れば統一的観念を得られない不便がある」という。つまり、これではバッハオーフェンやマクレナン以前の「民族固有の偶然」でもって論じられる情況に立ち返ることになるので採用できない、というのである。佐喜眞はこの第三説を断定して、こう括ってしまう。「此の説は進化論に対する反動的説であると云ひ得る。其の採り得べからざるは深く論ずるまでもない」⁶²⁾。

続いて、これまでの「母系衰亡学説」として人道説、トーテミズム衰微説、女子掠奪説、女子売買説、男性経済勃興説、移住説、父系征服説が紹

61) 青山道夫「家族学説の諸問題」中川・青山・玉城・福島・兼子・川島編『家族 家族問題と家族法Ⅰ』（酒井書店、第6次版1977年）所収、20頁参照。青山は、B. J. Stern, Lewis Henry Morgan, 1931, pp. 142. から引用している。しかしまた、ヴィノグラドフが語っている。メインは「アリア人の遺産」という分野で調査をし、そうした研究領域の限定は、なるほどいくつかの欠点を含むことになる。たとえば、「初期の婚姻や血族関係の取扱い方にも、いわゆる母権的諸関係の発見に対するメイン先生の頑迷なまでの反論の中にも」こうした欠点を認めることができる。「しかし、それでもなお、たとえばドイツにおいてポストやコーラーに代表される比較法学の弱点となっているあの恣意的な比較や性急な一般化といった危険性を少なくするという限りでは、こうした限定は、明らかに利点をもっていたのです。要するに、メイン先生は、比較という要素を導入して歴史的方法に修正を加えることが重要であることを十分理解しておられましたし、歴史的方法が比較的方法によって『促進され、修正され』ると述べられたこともありました」。Raul Vinogradoff, *The Teaching of Sir Henry Maine*, in: *The Law Quarterly Review*, Vol. XX. April, 1904. p. 130. 新井・稲葉・北山・柴田・武藤訳「サー・ヘンリー・メインの教訓」（『法学新報』82巻6・7号、1976年）71頁参照。

62) 佐喜眞、前掲書、115-116頁。これに関しては、中川も書評で、「この点は私の了解し得ない一つの点で、統一的観念を得るに便利なりや否やといふことが、こゝで問題を決する鍵となる」のかどうかと、疑問を呈している。1926（大正15）年10月25日「東京日日新聞」。

介されるが、そうした学説のほとんどは、或る意味で「母系原因学説」で展開された論議の裏面であり、佐喜眞にとって、諸種の母系原因学説と同様、納得できる説明ではなかった。

佐喜眞の「女人政治」の結論はこうである。

「腕力よりもマジックを恐れ、これを信頼する社会に於て女性が之に基づいて規範をうちたてたのが女治であった。即ち女性は家族内にあってはマジコ・レリジャスの方法を以て社会を治め以て狭義の女治を設立させた。而して女性のマジコ・レリジャスの能力を承継するために母系制を発生させた」⁶³⁾。

そして、近代以降の人間の思考様式でもって原始社会を分析してはならず、我々は、「前時代心理」でもって当時を観察し思考すれば、この結論に至るほかない、というのである。「女治は前時代心理の当然の帰結として発生したものである」⁶⁴⁾。

ところで、佐喜眞が『女人政治考』のなかで従来 of 女治学説を批判するさい、メインに触れたのは、この節で私が引用紹介した数カ所だけであった。もちろんメインは、佐喜眞のいう「女治」説を否認する論者ではあるが、バッハオーフェンやマクレナン、フレイザーからの引用が、あれほど多様に多種多彩になされるなか、一方の代表者たるメインにかんしては、3箇所その名を記すにすぎない。それも、マクレナンが彼の『原始婚姻論』のなかでメインの方法論を批判している箇所を示すにとどまる。

佐喜眞興英とメインの古代社会への接近方法、古代人の思考様式の捉え方は、共通している。現代人の心理で古代社会を判断すべきでない、「原始古代人はそれ自体に価値を包蔵する前時代心理を有し」ており、その心理でもって彼らを捉えなければならない、という佐喜眞の主張は、実はまた、メインが強調するところでもあった。メインは、古代の契約の歴史を語るなかで、次のように記している。

63) 佐喜眞、前掲書、164頁。

64) 同書、165頁。

「我々自身の時代（つまり現代）の道德感情で以って、他の時代に属する人々を判断するという誤りは、現代の社会機構のなかにみられる物事を推進したり、あるいはその流れに棹差すといったことに相応するものは、もっと未発達な原始社会にも当然すべてあったはずである、と想像してしまう誤りと似た関係（parallel）にある」⁶⁵⁾。

佐喜眞は、ひたすら、女治＝女人政治が「人種的特性」に関係なく「人類に通有」して、家父長制社会＝父権政治に先行していたことの論証を試みている。が、彼と共通の方法論を用いながら、しかし、まったく逆の原始社会像を描いたメインを、佐喜眞はどう読んだのだろうか。

ところで、当然のことながら、「社会の起源」に対するメインの言及は、彼の初期の著作である『古代法』において現われるだけではない。その後の著作のなかでは、とりわけ1883年の『古代法律慣習論』（Dissertation on Early Law and Custom）の第7章「原始社会の理論」において集中的に述べられている。その章の冒頭でメインは記している。

「数年前に（1861年に）私は（『古代法』という）或る著書を公刊した。その序文において私は、その著の主要な目的は『古代法に映し出されているところの人類最古の種々の観念を示し、同時にまた、そうした観念と現代思想との関係を指摘すること』にある、と述べた。その際、人間社会の絶対的な起源（the absolute origin）を決定することは、私の目的ではなかったのである。（略）『古代法』やその他の著作のなかで私が企てた仕事というのは、文明化された人類の諸々の制度にかんする實在の歴史、空想的な或いは恣意的に気ままにそう思い込まれてしまう歴史の対極に位置する

65) Maine, *Ancient Law*. p. 325. こうした思考様式に関して、たとえば、マリノウスキーが、モルガンの原始家族の研究は男女の性のみをあまりに重視して心理的側面を顧慮しなかったということを指摘した点は、参考になるであろう。マリノウスキーは「我々は、人間の文化の始めから父権的家族を除いては他の如何なる社会形能をも想像することが不可能であることをサー・ヘンリー・メインと共に結論しよう。而して我々は我々自身の家族の形式を凡ゆる所に見出すことが出来、親族関係は世界の凡ゆる場所に於て、この同じ型の上に建てられていると断定することが出来るであろう」と捉えることになる。青山道夫、前掲「モルガン『家族史』の再吟味」、125頁。ここで紹介・引用されているのは、マリノウスキー“Kinship” *Encyclopaedia Brit.* (14ed.) XIII.である。

実際に起こった (real) 歴史を跡付けることであった。1861年より数年前、私がその仕事に着手したとき、真実の歴史を探る研究史というのは曖昧模糊としたものであって、さらに遡ろうとしても、自然法や自然状態といった仮説に基づく先験的 (a priori) な諸理論によって、どうしても或る一点を越えて進むことはできない状況にあった。この障害を克服しようと研究を積み上げていくなかで、私は、真実の歴史理論として考えられ得るのは、いわゆる家父長制的な社会理論であるという確信をもつに至ったのである」⁶⁶⁾。

メインは、家父長制を定義して、こう語る。「社会の家父長制理論は、個々の自立した家族内の (in separate families) 社会の起源理論である。つまり、正当な根拠に基づく最年長の男性直系尊属による権威権力や庇護によって互いに保持されている、という理論である」⁶⁷⁾。

かつてメインは、『古代法』のなかで、「比較法学から得られる研究成果によって、人類の原始状態にかんしていえば、家父長制理論として知られている見解が確証されることになった」と述べていた。彼は、『古代法律慣習論』においても、『古代法』の頁を示しながら、そこで述べた見解を再度提示する。「一体、研究の現段階において、元々家父長制の形態に基

66) Maine, *Dissertation on Early Law and Custom*, 1883. New York, 1975. pp. 192,193.

67) *Ibid.*, pp. 193,196. 古代社会の基本構造や、その漸次的変遷にかんして、メインは『古代法』において、次のように捉えていた。「人類は、初めは完全に孤立した諸々の集団が広範囲にわたって散在していた。そして、個々の集団内部は、守護者 (親 the parent) に対する服従によって相互に結びついていた。法や掟 (law) は、その守護者・親の言葉であった」。続いて、彼は、ギリシアやローマにおいて国家が形成されるに至る「諸集団の階梯の痕跡」 (the vestiges of an ascending series of groups) を説明する。「基礎的な集団は家族 (the Family) である。それは始祖から続く男系の子孫に対し、全員一致して服従することによって繋がっている。諸々の家族の集合体が、氏族すなわち家族態 (the Gens or House) を形成する。諸々の家族態の集合体が、部族 (the Tribe) をなす。諸々の部族の集合体が、国家社会 (the commonwealth) を構成する」。このように、メインは、家族→氏族 (家族態) →部族→国家社会、という血縁的な系列によって国家社会は編成されてきた、と捉えている。「実際、政治観念の歴史は、諸々の政治的機能を果たすうえで血縁に基づく親族関係が、社会 (community) の唯一可能な基盤である、という前提とともに始まる」。Maine, *Ancient Law*. pp. 133-137. Cf., William A. Robson, *Sir Henry Maine To-Day*, pp. 164, 165. なお、青山道夫「サー・ヘンリー・メインの現代に於ける意義」(『法学志林』36巻8号、昭和9年) 79頁以下参照。

づいて成立したと述べる事が許されない部族社会がある、と主張することは困難である」⁶⁸⁾。

続いてメインは、彼が『古代法』を公刊して以来、とりわけマクレナンとモルガンによって、原始的な生活を送っている社会の諸々の観念や習慣について、まったく新しい多くの事例がもたらされたこと、同時にまた、彼らによって示された原始的な社会は、メインの説く家父長制理論とは相反する社会像であったこと、しかし、メイン自身は彼等の調査結果に満足できないことを述べていく。

その議論の過程で、プラトンやアリストテレスが、人類のもっとも粗野な状態 (a highly barbarous condition of the race) を描写するさい、オデュッセウスのトロイアからの帰国物語を歌ったホメロスの叙事詩『オデュッセイア』のなかに登場する一眼の巨人族キュクロプス (Cyclops) の社会を想定していた、というメインの指摘は、興味深い。叙事詩では、この種族は、最後にオデュッセウスも食ってしまおうかという程の極めて凶暴残忍な生活をしていた⁶⁹⁾。

「もっとも強く、もっとも賢明な男が、支配している。彼は、嫉妬深く (jealously)、妻や女たちを見張っている。彼の庇護のもとにある者は皆、対等の立場に置かれる。彼の庇護のもとに入れられたよそ者の子供や、彼に仕えるべくその許に連れてこられたよそ者も、彼の庇護下にある者から生まれた子供となんら区別されることはない。しかし、もし、妻や子供、あるいは奴隷が、彼の許から逃亡するならば、その集団 (group) とのあらゆる関係は終了し、その結果、権力への服従や庇護下にあるということを意味する血族関係 (kinship) は、そこで尽きてしまう。(ジョージ・コックス卿 Sir George Cox の生彩ある表現を借りれば) これが、彼の洞穴に住む獣性が剥き出しにされた野生の家族である」⁷⁰⁾。

68) Maine, Dissertation on Early Law and Custom, p. 194. cf, Maine, Ancient Law. pp.131,132.

69) 「オデュッセイア」第9歌。ホメロス、松平千秋訳『オデュッセイア (上)』(岩波文庫、1994年) 217頁以下、呉茂一訳『オデュッセイア (上)』(岩波文庫、1971年) 255頁以下参照。

70) Maine, Dissertation on Early Law and Custom, p. 198. なお、W. A. ロブソンは、この箇所を

メインは、幾度も「男性が他のすべての高等動物と共有している激しい感情としての性的嫉妬心 (sexual jealousy)」を強調する。それを根拠に、乱婚 (郡婚) や一妻多夫制はありえず、家父長制が社会の原形である、というのである。そこで彼は、ダーウィンの『人類の起源』(The Descent of Man, 1874) を援用してくる⁷¹⁾。

ダーウィンは、その著のなかで、モルガンやマクレナン、ラボック等の人類の最初期においては乱婚が存在したという説に対し、「それにもかかわらず、どんな動物でも嫉妬心が強いことを考え、また動物、特に人間に最も近いものの例から類推すると、人間が動物としての階梯で、今日の地位にまで上る少し前の時代に、全く乱雑な交わりがおこなわれていたのだと考えることは、私にはできないのである」と述べ、その結果、ウェスターマークが引用したように、人間に内在する嫉妬の感情によって「自然状態において乱交がおこなわれるということはありません」と、はっきり結論してよかろう⁷²⁾ と、記していた。

引き合いに出して、「そのような凶暴残忍な家族は、これまで陸上にも海中にも (on land or sea) 決して存在しなかったといて差し支えないと思う。その全体の構成は、たんに歴史的に配列された事柄 (histoire raisonnée) の一部分にすぎない」と語っている。William A. Robson, Sir Henry Maine To-Day, p. 167. ちなみに、W. シーグルの次のような指摘もメインの思考法の特徴を示していると思われる。「原始人についての初期の見解は、単純な進化論者であった古典派の人類学者の業績にもとづいていた。法の分野でいちばん有名な業績が、メインの『古代法』であった。メインは生硬な進化論者ではなかったが、警句をこのむ趣味のために、ことがらを一般法則化しすぎるが多かった。(略) メインの説に対する主要な反対意見は、彼が、自分が主として関心をもっていた古代法のために原始法を犠牲にしたという点にある。彼は初期の進化論者とともに、西洋文明が人類のなすとげる業績の頂点であるという信念をいだいていたので、原始人は好戦的なものと思ひこんで、原始人の制度には非合理性と迷信が滲透しているものと考えていた」。ウィリアム・シーグル著、シーグル読書会々員共訳「法の探求 (三)」(『青山法学論集』17巻4号) 125頁参照。

71) Maine, Dissertation on Early Law and Custom, pp. 206-207.

72) ダーウィンはいう。「時の流れを可能なかぎり古くまで遡り、また現在生きている人間の社会的慣習から判断すれば、男は大昔にはそれぞれ一人の妻、あるいは、男がもし強ければ何人かの妻といっしょに、小さな共同体のなかで生活していたもので、自分の妻を自分以外のすべての男たちにとられないように嫉妬深く守っていたのだという見方が、いちばん真実に近いのではなかろうか」。ダーウィン、池田・伊谷訳「人類の起源」今西錦司編『世界の名著 39 ダーウィン』(中央公論社、1967年) 所収、526-527頁参照。

メインは、次のようにみずからの理論を概括する。

「家父長制理論は、第一に、権力を決定する。つまり、その内部で血族関係の観念が最初に生じてくる諸々の集団を形成する主要動因としての強力な男性の権力者を選び、措定することができる。家父長制理論に反対する諸理論は、長き時代にわたって権力の帰属者が存在しない、ということ想定している。(略) 第二に、家父長制理論は、支配力を発揮したいと思う動機が、性的な嫉妬心であったということ前提としている。それに反対する諸理論は、長き時代にわたって性的嫉妬心など存在しなかったと憶測している」⁷³⁾。

ところで、原始雑交説に関しては、佐喜眞はこれを「学者の一時的仮定である」と否定していた。中川もその点を評価しているが、中川によれば、ウェスターマークが否定説の確乎たる地盤を築いた、という。その中川が、ウェスターマークの『人類婚姻史』(Westermarck, The History of Human Marriage, 3 vols., 5th., London, 1921) を読み、次のように記しているのも興味深い。

「ただ最後へ来て自説の支柱を男性の嫉妬心に主として求めている点は読者をして突然ウッチャリを喰った感を抱かしめるものがなくもない」⁷⁴⁾

73) Maine, Dissertation on Early Law and Custom, pp. 215-216.

74) 中川善之助「婚姻史概説」『家族制度全集史論篇第一巻 婚姻』(河出書房、昭和12年)所収、7頁。中川の読んだこの3巻本の主著ではないが、「婚姻小史」ともいうべき彼の著書(Westermarck, A short History of Marriage, London, 1926)の邦訳がある。江守五夫訳『人類婚姻史』(社会思想社、1970年)。そのなかでは、以下のように記述されている。「ダーウィンがのべたところだが、四足獣(quadruped)のすべての雄は、その多くが恋敵とたたかうために特殊な武器をそなえているほど嫉妬ぶかいのであって、そのような嫉妬という点からみて、乱交的な交尾が自然状態においておこなわれていたとは、全くありそうもないことである。ところが、モルガンやマクレナンやラボックは一連の証拠を提出することによって、さながら乱交的な交渉が〔動物界より〕後の時代において、全世界にごく一般的におこなわれていたと信じこんだのであり、同様の見解は他の若干の著者たちによって支持されたのである。(略) 類人猿においても、また現存の人種のもとでも男子の嫉妬心が広く行きわたっているということは、嫉妬心が人類の初期においても同様に普ねく存在したということの一見して十分な証拠(primâ-facie evidence)をなすものである。男性の嫉妬が人間の一般的特質であるということは、観察者の直接的報告からのみならず、姦通に関する慣習や法からも推論されるところである」。同訳書、22頁。

ところで、メインは、この『古代法律慣習論』を公刊した翌年、1884年11月、『古代法』第10版のための「序文」を書いている。

「この本で提起された法の発展理論は、概してその大部分は受け入れられてきた。しかし、『原始社会と古代法』に関する第5章については、この本の著者は、十分に論じることはなかった、と一般に思われている。つまり、110頁に引用されたホメロスの詩句のなかで生き生きと描かれた社会、通常、家父長制国家として知られている社会よりも、さらに原始的な社会状態が存在したことを示す事例について、それを正当に吟味検討することが行われていない、と思われてきた。本書の著者は、106頁で、『今日の我々の時代の文明には未だ到達していない諸々の文明にかんする現代の観察者による判断』が、さらに未発達な社会の原初形態を説明するにあたって、有力な根拠を提供することができる、ということを述べておいた。実際、1861年に本書の初版が上梓されて以来、未開の、さらにはもっと粗野な種族の観察記録がもたらされた。それによると、『古代法』の著者が、法の、或いは法以前の、法よりさらに古い形態の起源について言及したものとまったく異なる社会組織の形態が明らかとなった、ということである。この問題は、厳密に言えば、本書の範囲を越えることになるが、本書の著者は、こうした最近の研究成果に対する著者自身の見解を、『古代法律慣習論』Early Law and Custom (Murray, 1883) 所収の論文『原始社会の理論』のなかで述べておいた⁷⁵⁾。

佐喜眞が、メインの著を手にしたならば、この『古代法』の巻頭にある「序文」を目にし、マクレナンの指摘した箇所をマクレナン経由でメインの名前を記すだけでは治まらなかったはずである。少なくとも、『古代法』第5章の「原始社会と古代法」の部分だけでも紐解き、それに対し反論を

75) Maine, *Ancient Law*. Preface to the Tenth Edition, p. vii, viii. なお、内田によれば、「原始社会に関する理論を展開することは、メインに於いて本来的目的を成すものではない」といわれている。つまり、メインは、『古代法』において、原始社会の父権的構成、「社会の起源」としての家父長制理論を提唱することによって「社会学上の重要な論争の桧舞台に登場する」ことになり、また、「恰も原始社会理論に於ける二大学派の一方を代表するの地位」を与えられることになった。しかし、メインにとって「原始的又は未開民族の社会の実験的研究の堆

加え、それによって彼の考えている「女治説」の論旨を、より明確にする作業が残されている、と感じたことであろう。しかし、結局、彼は、『女人政治考』を公刊するにあたって（より正確に言えば、その第5稿を書き改めるまで、ということになるかもしれない）、その論証過程において、メインの著書にかんして（——『古代法』に対してすら）、然るべき論評を加えることは無かったのである。クーランジュにかんしても同様で、僅か2,3箇所名前が挙げられているだけである。

VII

穂積重遠に家族法を学ぶ傍ら、その父陳重の学風を、ある意味で受け継いだのが中川善之助であった。その辺りの流れを、たとえば、現在わが国の法文化研究を主導する法学者の一人である千葉正士は、明治大正期の法人類学を回顧するなかで、こう述べている。

「まず特筆されるのは、わが国法学の始期における穂積陳重である。その立場は、いうまでもなく、メーンを基礎とする法律進化論であるが、人類学的にいうと、初期人類学発祥の黄金の10年（1860年代）の直後に、その本場というべきイギリスついでドイツに留学し（1876-81年）、人類学的成果を吸収綜合しようとしたものである。そのとりあげた資料は、単に古代法ばかりでなく、未開社会のものにも及び、この点では、おもに古代法に資料を限っていたメーンよりも広い視野をもっていた。生前死後を通じてのこされたそのぼう大な著作のおもな部分は、原始時代あるいは未開社会における諸種の法の形態および原理両面における進化を立証しようとするものである。その方法は、現在からみれば分析的よりも総合的であるが、仮説をかならず資料によって具体的に検証しようとする実証的な態度は、

積を携げて、積極的に論争を戦い抜くことは彼の本意ではなかった。けだし、メーンの主たる目的は法進化の出立点として一応本源的な社会形態を想定することに在ったからである。従って彼は反対理論として台頭した母権制理論に立脚する批判に対しても消極的な防御を試みるだけである」と捉えられている。内田、前掲『法思想』、132-133頁参照。

現在においても模範的だといってよい。(略) 穂積陳重の方法論は、当時の世界の第一線のレベルをひきつぐものであったが、以後、組織的には継承されないでしまった。ただ、その影響をうけて、大正期以降に陳重の子穂積重遠が前代の遺習に若干の興味を示し、また昭和期に入ってからのことだが、中島重が原始社会における法規範とその発達を論じ、そしてつぎにいう中川善之助があらわれ、などして、散発的な関心をうんだにとどまった」⁷⁶⁾。

こう記した後、さらに千葉は、戦前の昭和期に法人類学的な志向をもった法学者として中川善之助を筆頭にあげる。「中川は、早く、南方への関心が大きくなる前に、穂積陳重と同じようにメーンから出発し、バハオーフェン、モーガン、フュステル-ド-クーランジュ、ポスト、ややくだってはウェスターマーク、リヴァーズ、フレーザー等々、法人類学発祥期の古典的業績を、婚姻・親族・相続を中心にもっともくわしく検討した」⁷⁷⁾

このように位置づけられる中川が佐喜眞興英の遺著に寄せた書評に惹かれて、その前後に発表された中川善之助の、さらには青山道夫の諸論稿を読み、また、あらためて『女人政治考』を読み返してみた。

その結果、新たに気付いたことは、前節でも述べたように「現时尚絶えない patriarchal theory か matriarchal theory かの問題は女治学説創始当時既に発生していた」と記し、その論議の過程で、母権論の文献の渉猟には、あれだけの精力を注いだ佐喜眞興英が、メインやクーランジュの研究にかんしてはあまりに手薄である、少なくとも佐喜眞の遺著を読むかぎり、彼等への言及はほとんどなされていない、ということであった。佐喜眞は、当時のわが国の家族法学や民族法学をめぐる学界の多方面にわたる活発な研究を踏まえ、そこで提出されているメインをはじめとする父権論(家父長制理論)にかんする文献をも押さえながら、新たな「政治考」を構想し

76) 千葉正士『現代・法人類学』(北望社、1969年) 18-20頁。

77) 同書、22-23頁参照。それに関連して、中川善之助が、穂積陳重・八東・重遠のことを穂積重遠夫人仲子、その令息重行に話を伺う座談会「穂積三先生を語る」(『書齋の窓』63号・64号、1959年)には、興味深いエピソードが記されている。

ていたのであろうか。

佐喜眞が生涯私淑していた穂積陳重は、これまで述べてきたように、メイン研究の泰斗であり、メインの方法論を「自家薬籠中のもの」とした人物である⁷⁸⁾。『女人政治考』に寄せた柳田國男の「小序」によれば、穂積は「彼（佐喜眞）を激励して五たび其稿を改めしめ」た、という⁷⁹⁾。そうした愛情を注いだ理由のひとつには、あるいはメインを中心とした父権論、家父長制理論の研究を佐喜眞がもっと積み上げること、そのことを穂積は期待していたのだろうか。

「女人政治考」第5校目の原稿の一部が『民族』に掲載されている⁸⁰⁾。公刊された『女人政治考』では、第二章（女治と母権）第六節（古琉球の女治）に該当する部分である。その内容は両者大略一致するが、構成の仕方は同じではない。この第5校目の原稿が佐喜眞自身の手によって更に推敲され、我々が読む『女人政治考』第二章六節となったのか、或いは松代か柳田、さらには誰か友人の手が加わって出版社に手渡されたのかは、不明である。言うまでもなく、同様の難問は他の章節にも残されている。

78) 穂積重行が祖父穂積陳重の妻歌子の日記を抜粋して編んでいる。そのなかに、1900（明治33）年大晦日、穂積家の団欒が描かれ、家族員の詠んだ句が記されている。当時、穂積陳重は45歳、重遠17歳である。「十九世紀ザビニーありき 二十世紀には穂積ありきとうたわれんと欲す」（陳重）、「吾輩は二十世紀のメーンなり」（重遠）。編者による寸評には、「ザビニー」「メーン」は陳重のもっとも尊敬する独・英の法学者であり、「中学生の重遠も耳にタコができるほど聞かされていたのだろう」と述べられている。穂積重行編『穂積歌子日記 1890-1906 明治一法学者の周辺』（みすず書房、1989年）585-586頁参照。

79) 佐喜眞、前掲書、12頁。

80) 佐喜眞興英「古琉球の女人政治」（『民族』1巻4号、大正15年）49-64頁。その末尾には編者によって、以下のような添え書きが記されている。「佐喜眞興英君の遺著の中から、『女治論』の第五回目の原稿が、只これだけ見出された。同君は今一度全然新しい様式に由り、平易な説明方法を以て其の生涯の大著を書改めて見る気であったらしいが、業務と多病との為に、終に其目的を遂げることが出来なかった。女治論の一著は青年の頃よりの志で、刻苦して書を読み之を自身の観察と対比し、十余年の間に四回まで稿を新たにした。実に驚歎すべき努力である。最後の原稿は幸に殆ど完備して居る故に、やがて同志の手で之を整理し、公刊することに爲って居る。この一小断片の如きは、之を発表するのが必ずしも故人の希ふ所で無いことを感ずるけれども、我々は之に由って僅に痛惜哀悼の情を慰められんことを欲するのである」。

佐喜眞興英のこの遺著は彼の一周忌に間に合うよう松代の奔走によって成ったものである。「序文」を寄せる約束のあった穂積陳重も、教え子の著書刊行の数ヶ月前に他界してしまった。いずれにせよ、我々は、彼の『女人政治考』は最終稿に著者自ら、目を通すことのなかった未完の著である、ということを押さえておく必要があるかもしれない。

それを完成させるための余命は、彼に残されていなかった。しかしまた、ここで我々は、佐喜眞が晩年には、「訴訟法上の抗弁を論ず」という厳密に法学的な問題を扱った論文を執筆していたことを忘れてはならない。それは『法曹界雑誌』に3回にわたって連載され、その論文が完結した雑誌の発行日は、大正14年3月1日、となっている⁸¹⁾。同時にまた、彼の死の直前には、柳田がかかわっていた爐邊叢書の一冊として『シマの話』が刊行された。「序」の日付は、大正14年5月5日、「津山寓居 病床にて」と記されている。奥付けには大正14年5月28日発行、とある⁸²⁾。彼はその年の6月13日に亡くなった。彼の死の15年前、1910 (明治43) 年6月14日は、柳田國男の『遠野物語』が上梓された日である。この本は、しばしば、わが国において民俗学という新しい学問領域を開拓した画期的な著といわれている。つまり、その年に、わが国の民俗学は、その姿形を世間に示したのであった。1910年といえ、佐喜眞はまだ16歳、沖縄県立中学校 (翌年、第一中学校と改称) 三年生の頃で、その年に彼は新城ウタさんと結婚した。彼の中学二年の9月に赴任してきた清水駿太郎の影響を受けて、佐喜眞は民間伝承や習俗に関心を持ち始めた。以来、『南島説話』(大正11年) が公刊され、その最晩年に『シマの話』が纏められたのであった。彼は、民俗

81) 佐喜眞興英「訴訟法上の抗弁を論ず(1)(2)(3完)」(『法曹界雑誌』2巻12号, 3巻1号, 3号, 大正13,14年)。なお、拙稿「佐喜眞興英『訴訟法上の抗弁を論ず』を読む」(『沖縄法学』32号, 2003年) 参照。

82) 佐喜眞興英『シマの話』(郷土研究社、大正14年)。その内容は、佐喜眞の郷土である新城(アラダスク)の民俗を、聞き取り調査をもとに記録したものである。佐喜眞道夫編「年譜」には、「病状はかなり進んで、一枚一枚、私がめくって二人で読みました。『シマの話』の出版は、主人にとって非常な慰めになりました」という松代の話が記されている。佐喜眞、前掲書、533頁参照。

学的手法によってみずから蒐集した材料を基にして、さらに古今東西の文献を渉獵しつつ、その先には普遍的な「人類原始規範の研究」を目論んでいた。しかし、『遠野物語』が発行されてから、僅か15年の生涯であった。

中川は、佐喜眞興英に寄せた書評を次のように結んでいる。

「たゞ惜しむべきは、著者の中道にして倒れ、この偉業を完成しなかった事である。著者にしてなほ数年の天寿をうけ得たらば、著者はもっとよくバッコフエンを読み、ポスト、ミューラー・リール等の母権論を飜き、更にウエスターマーク、メーン、ド・クーランジュ等の父権説を究めたであらう。その意味において、本書はどうしても未完成品である。しかもその未完の中にすでに吾人は輝く無数の璞玉の光を見のがすことは出来ないのである。

私は著者と生前面識もなかったものである。しかも本書を読んで、この偉才の夭逝を憾むの情うたゞ切なるものがある。知友等はこの遺著を彼のため又学界のために刊行するの労を執られた。知友たらずとも、同じ道を求め進む私は、せめてその書を天下に推薦することによって著者への慰安としたいのである。斯る方面に少しでも興味のある人で、未だ本書を買はない人に是非一本求められんことをすゝめ且願ふ。それは死せる著者に対する同学としての好誼であり、礼讓であると共に、彼の遺族を慰めることに依って彼自身をも慰める所以となるであらう」⁸³⁾。

(2006年11月12日)

83) 1926 (大正15) 年10月25日「東京日日新聞」。